

政策評価制度部会の設置について（案）

平成 27 年 5 月〇日
政策評価審議会決定

政策評価審議会令（平成 12 年政令第 270 号）第 5 条第 1 項及び政策評価審議会議事運営規則（政策評価審議会規則第 1 号）第 6 条の規定に基づき、政策評価審議会（以下「審議会」という。）に、政策評価制度部会を置く。

1. 審議事項

- 政府全体としての評価の指針となる「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）及び各種ガイドラインの策定及び変更に係る事項
- 政策評価に関する事項のうち、審議会において、政策評価制度部会で審議を行うことが必要であるとされた事項
- 政策評価の点検に関する事項

2. 構成員

会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員